

院外処方箋における疑義照会プロトコール

大分県済生会日田病院

【目的】 形式的な疑義照会をなくすことにより、①保険薬局での患者待ち時間の短縮、②処方医の負担軽減、③保険薬局薬剤師の服薬指導の充実を図る。

【概略】 薬剤師による疑義照会は、医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務であるが、いわゆる形式的な疑義照会も多く、患者・処方医・保険薬局に負担がかかる場合も多い。そこで当院では、平成 22 年 4 月 30 日厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコールに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医の負担軽減を図る目的で、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が得られたものとして扱い、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」の運用を開始する。

【保険薬局との合意】 本プロトコールを適正に運用開始するに当たり、プロトコールの趣旨や各項目の詳細について薬剤部担当者より説明し、理解していただいたうえで、保険薬局との合意書を交わすことを必須とする。

【院外処方箋における疑義照会の流れ】

フローチャート（別紙）を参照

プロトコールに基づき処方変更をした場合は、その内容を「院外処方せんに『プロトコール』と記載し、当院薬剤部宛（FAX：0973-22-8712）に報告する。電子カルテ内の処方を修正し、次回からの処方に反映する。ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の連絡は不要とする。【処方医への疑義照会を不要とする項目】に該当しないものに関しては、当院薬剤部宛（FAX：0973-22-8712）で疑義照会を行う。

1. 問い合わせ先

①処方内容に関すること

薬剤部（FAX：0973-22-8712）

②プロトコールに関すること

薬剤部（FAX：0973-22-8712）

③保険関係(保険者番号、公費負担など)

医事課（TEL：0973-24-1100）

※③については当院代表の電話番号のため、必ず電話交換担当へ『医事課』へ繋ぐよう申し出てください。

【処方変更に係る原則】

- ・先発医薬品において「変更不可」欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」などの記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また、各医薬品の安定性や体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・必ず患者に説明(適正な服用・使用方法、安定性、価格等)を行い、同意を得た上で変更を行うこと。
- ・医療用麻薬及び抗がん剤については対象外とする。
- ・**処方内容の変更に關しては原則、当院採用品目のみの対応となります。**

【疑義照会不要例】

① 薬剤相互作用回避のための用法変更

キレート形成

影響を受ける薬剤： A	金属カチオン：B	両剤同時服用で及ぼす 影響	対処法
セフジニル	鉄剤	A の吸収を約 10 分の 1 まで阻害	A を服用後、3 時間以上 間隔をあけて B を 服用
セフジニル	Al、Mg 含有製剤	A の吸収が低下し効果 減弱	A を服用後、2 時間以上 間隔をあけて B を 服用
ミノサイクリン塩酸 塩	Ca、Mg、Al 含有製 剤 鉄剤	キレート形成により A の吸収が 20-30% 低下し効果減弱	両剤の服用間隔を 2 時間以上あける
キノロン系抗菌剤	金属カチオン(Al、 Mg、Fe)含有製剤	キレート形成により A の吸収が低下し効果 減弱	A を服用後、2 時間前 後間隔をあけて B を 服用

② 用法の変更

アドヒアランス向上を考慮した変更

- ・漢方薬、消化器用剤などの食前・食間から食後投与への変更
- ・モンテルカストナトリウム錠などの就寝前から夕食後への変更
- ・EPA 製剤の食直後投与から食後投与への変更など

添付文書により用法が明らかに決められている薬剤に対する適正な用法への変更

例：ボグリボース OD 錠 0.3 mg 3 錠 1 日 3 回毎食後 → 毎食直前

アレンドロン酸錠 35mg 1 錠 1 日 1 回眠前 → 起床直後

③ 一包化

一包化することにより飲み忘れが防止できアドヒアランス向上が認められるなど 薬学的に患者の必要性・有用性があると判断され、かつ、患者が希望した場合に一包化および全一包化から一部一包化への変更

※ただしコメントに「一包化不可」とある場合は除く。

※患者の希望により指示を外すことも可。

※緩下剤などを全一包化の指示から一部一包化へ変更した場合には、患者へその理由を十分に説明すること

※安定性を担保し、患者へ費用負担に関する説明を十分に行うこと。

④ 処方日数調整

隔日投与、週 1 回投与等の場合における処方日数の適正化（処方間違いが明確であり、定時投与との整合性を図る場合）。

例：（他の処方薬が 14 日分処方の時）

アレンドロン酸錠 35 mg（週 1 回製剤）1 日 1 回起床時 14 日分 → 2 日分

バクタ配合錠 1 錠 1 日 1 回 1 日おき 14 日分 → 7 日分

⑤ 内服薬の用法追記

具体的な用法が口頭等で指示されている場合の追記。

例：（38℃以上の時に服用する指示があったと患者から聴取した場合）

アセトアミノフェン錠 300mg 1 錠 頓服 1 日 1 回 10 回分 → 頓服 1 日 1 回
発熱時（38℃以上の時）10 回

例：アレンドロン酸錠 35 mg（週 1 回製剤）1 日 1 回起床時 → 1 日 1 回起床時水曜日

⑥ 外用剤の用法が不明な場合の用法の追記

用法の追記は以下の場合に限ること。

※部位、回数については適応症などを考慮し、記載漏れがある場合に行うこと。

⑦ 薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合のビオフェルミン R 錠[®]からビオフェルミン配合散[®]、ビオスリー配合錠[®]、ミヤBM 細粒[®]への変更、またはその逆

※当院採用品目の乳酸菌等製剤は上記の4種類のみです。その他への変更は不可となります。

⑧ 経口、経腸栄養剤の患者希望によるフレーバー変更。

例：エンシュア・H（バニラ） → （バナナ）

⑨ 患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤とテープ剤間での変更。

例：ロキソニンパップ 100 mg → ロキソニンテープ 100 mg

※ただし成分、処方枚数は同じものとする。

【残薬調整】

残薬調整に関する疑義照会不要例（ただし、麻薬に関するものは除く）

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）、および Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合に投与日数を適正化すること（ただし、投与日数の増量は次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に限る。また、患者の要望などを理由とした必要以上の増量は不可とする）。

例：クロピトグレル錠 75mg 1錠 30 日分 → 27 日分（3 日分残薬があるため）

ルリコンクリーム 1% 3 本 → 2 本（1 本残薬があるため）

※次回の処方忘れの可能性や保険請求の不整合が起こる可能性があるため、1 日以上処方日数（全削除は不可）とすること。

※ 残薬調整を行った場合は、処方箋の送信だけでなく、必ずトレーシングレポート（→要作成）を用いて、残薬が生じた理由と残薬を回避するために取った対応についての情報提供をお願いする。

※インスリンの本数は減量することは可能とするが、日数以上に変更することや保険請求の関係から 0 本とすることは不可とする。

5.その他

※残薬調整トレーシングレポート等の情報は、大分県済生会日田病院薬剤部のホームページより確認すること。

※処方変更された場合は、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底すること。

6.運用開始（予定）日 令和 3 年 9 月以降

令和 3 年 8 月 20 日（第 1 版）

令和 3 年 8 月 24 日改定

疑義照会 (Q&A)

○漢方薬やナウゼリン、アルロイド G など食前や食間の適応の薬剤で

処方箋で食後服用になっている場合、コンプライアンスの関係という事で

疑義照会せず、そのまま食後の入力としてよいのか？

(患者さんが食前に服用出来るようならそのように説明したほうがよいのか？)

→患者さまのアドヒアランス上、厳しいようであれば食後にして頂いても結構

です。特に漢方に関しては院内でも状況に応じて食後対応を行っています。

ナウゼリンやアルロイド G 等は記載のように食前服用が出来るようなら食前で対応することが
好ましいかと考えます。

○ロキソニンテープ等外用の 1 日 1 回タイプの貼付剤で 1 日 2 回の指示があった

場合でも、疑義照会なしに 1 日 1 回で入力してよいのか？

→疑義照会なしで変更していただいて結構です。

○ビオフェルミン R からビオフェルミン、ビオスリーどちらでも変更可能か？

→疑義照会なしで変更していただいて結構です。

ビオスリーの用量も 1 回 1T or 2T あるかと思いますが、
どちらでも結構です。

○クラビット錠等ニューキノロン系でビオフェルミン R に適応がない場合はプロトコール

ではなく疑義照会させて頂くという事でよろしいでしょうか？

→疑義照会なしで変更していただいて結構です。

○次回受診日と投与日数がずれている事が薬局で判明した場合は

プロトコールで勝手に日数を減らしたり増やしたりせず、

疑義照会を行うという事でよろしいでしょうか？

→こちらに関しては【残薬調整】の項目で

「Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合に投与日数を
適正化すること（ただし、投与日数の増量は次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認
できる場合に限る。また、患者の要望などを理由とした必要以上の増量は不可とする」
とありますので、そちらに準じて行っていただく分にはかまいません。

○頓服薬の場合もプロトコールで行う際は 1 回分だけ処方を残しておく

という事でよろしいでしょうか？

→頓服に関しては患者が不要と言われた場合は削除していただいても結構です。

○プロトコルの締結を行いたいのですが、どうすればよいですか？

→同意書に必要事項を記載のうえ、当院薬剤部宛てに郵送もしくは持参していただければ後日、病院長名を押印のうえ返送させていただきます。
届きましたら、その日よりプロトコールをご利用して頂いて構いません。

○複数店舗ある場合は店舗ごとに同意書が必要でしょうか？

→店舗ごとに同意書の提出をお願いします。郵送に関してはまとめて送っていただいても構いません。

○屯用薬については削除可能ということですが、外用薬も患者不要の場合は削除可能ですか？

→削除していただいても構いません。あくまでも削除不可に該当する薬剤は定期服用（使用）となる薬剤が前提ですが、外用剤等においても次回 Do 処方の際に影響すると考えられる場合は、薬局ごとで検討していただいても結構です。

○乳酸菌製剤変更の際に、ビオフェルミン錠®への変更はよいか？もしくは同系統薬剤への変更はプロトコールの範囲内か？

→ビオフェルミン錠®は当院採用品目ではありませんので、変更はできません。同系統薬剤への変更はプロトコール範囲外です。例外として乳酸菌製剤はプロトコール対応可能となりますが、当院採用品目（**ビオフェルミン R 錠®、ビオフェルミン配合散®、ビオスリー配合錠®、ミヤ BM 細粒®**）のみが対象となります。なお、【処方変更に係る原則】にも同内容を追記いたします。

R3.9/6 追記

○疑義照会不要例に対して、プロトコールに沿った対応をせずに疑義照会をしてよいか。

→結構ですが、こちらも回答に時間を要する可能性があります。
その点をご理解いただいたうえで、ご判断ください。

○プロトコールに沿った内容で変更調剤実施後の報告 (FAX) 及び、残薬調整トレーシングレポートの提出期限は当日中という理解でよいか。

→特に期限は設けませんが、変更調剤実施後の報告 (FAX) に関しては原則、翌営業日の時間内までに送信して頂きたいです。トレーシングレポートに関しては原則、5日以内をお願いします。

R3.9/13 追記

○プロトコール締結に関して、対象薬局に縛りがありますか？日田市外（玖珠・うきは市）も、参加可能ですか？

→プロトコールに関しては特に店舗や所在地に制限はありません。

案内は日田市、玖珠町所在の各店舗（詳細は当院までご確認ください）ならびに日田市薬剤師会、朝倉薬剤師会へは案内をだしております。

R3.10/5 追記

○処方薬として記載された薬剤の在庫がないため、含量規格の異なる薬剤へ変更してもよいでしょうか？

→変更調剤に関しては平成24年3月5日に厚生労働省保険局医療課長通知にある「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」（保医発 0305 第 12 号）に準じた対応をお願いします。当院の院外処方せんプロトコールは上記通達を逸脱することを許可するものではありません。

例）先発品 → 先発品における含量、剤形等の変更：不可

Q&A 2021.10.5 改定